

～平成30年度から新たに防火設備等の定期報告が必要になります～

新見市建設部都市整備課

平成30年度から、防火設備及び小荷物専用昇降機の定期報告が必要となります。

1 対象となる防火設備及び小荷物専用昇降機

(1) 防火設備

防火扉・防火シャッターなどの防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。以下、同じ。）が対象となり、以下の建築物に設置されたものについて定期報告が必要となります。

・定期報告の対象となる建築物に設置されている防火設備

・病院、有床診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（※裏面に該当する用途を掲載しています。）に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設置されている防火設備

注1）建築物の定期報告とは別に、定期報告が必要となります。

注2）常時閉鎖式の防火設備、外壁の開口部に設けられる防火設備及び防火ダンパーは、上記の防火設備に該当しません。

(2) 小荷物専用昇降機

フロアタイプの小荷物専用昇降機について定期報告が必要となります。

2 定期報告の時期

防火設備及び小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。）については、平成30年度から、毎年度に1回の定期報告が必要となります。

3 その他

従前から定期報告が必要な昇降機及び遊戯施設については、変更はありません。
（平成30年6月1日以降も引き続き定期報告が必要です。）

4 防火設備定期検査報告の提出について

(1) 防火設備定期検査報告を行うことができるのは、一級建築士・二級建築士・防火設備検査員に限られます。

(2) 調査及び検査をされる建築士は、建築士法第23条の規定により事務所登録をされている方に限られます。

裏面あり

5 防火設備定期検査報告の提出書類

(1) 提出部数

- 定期検査報告書（正・副） 2部
- 定期検査報告概要書 1部

(2) 報告書添付書類一覧

- ・ 定期検査報告書
- ・ 検査結果表
- ・ 付近見取図
- ・ 各階平面図
- ・ A3判の検査結果図
※下記の図面記入事項を平面図に記載し、添付した場合は検査結果図の提出不要。
- ・ 関係写真
※要是正の指摘(既存不適格の場合を除く)があるため改善の必要がある場合に提出してください。
- ・ 改善実施計画書
※要是正の指摘があり改善の必要がある場合に提出してください。
- ・ 改善済み報告書
※改善実施後に提出してください。
- ・ 委任状

(3) 図面記入事項

図面種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物など
各階平面図	間取り、各室の用途、防火区画及び防火設備の位置、避難設備の位置、調査において指摘のあつた箇所（特記すべき事項を含む。）、写真を撮影した位置

※ 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途には、以下の用途が該当します。

- ・ 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ・ 助産所
- ・ 盲導犬訓練施設
- ・ 救護施設、更生施設
- ・ 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）
- ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ・ 母子保健施設
- ・ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

■ 定期報告の提出先（問い合わせ先）

担当課	新見市建設部都市整備課建築係
所在地	岡山県新見市新見310番地3
TEL	0867-72-6118
FAX	0867-72-6333
E-mail	toshiseibi@city.niimi.lg.jp